

鎌倉市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和2年5月25日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 西岡 幸子

令和元年度 行政監査 結果報告書

「個別計画の策定等における委託業務の有効性について」

令和2年5月

鎌倉市監査委員

目 次

総括編

1 監査の結果	2
2 監査委員の意見	2
3 監査の基本的事項	4

個別調書編

1 共創計画部企画計画課	8
2 行政経営部公的不動産活用課	14
3 市民生活部農水課	18
4 こどもみらい部こども支援課	23
5 健康福祉部福祉総務課	27
6 都市整備部公園課	31

総括編

1 監査の結果

6課の個別計画策定等に関する8つの委託業務の有効性について監査を行った結果、委託ごとに仕様に違いはあるものの、概ね最終的な納品までの成果が出ていることや委託化によって職員の負担軽減、効率的な事務執行につながったことを確認した。

一方で、委託の内容を俯瞰してみると、なぜ最初から自分たちで策定しようとしなかったのか、一連の調査や会議の運営、計画書の作成に至るすべてを委託する必要があったのか、自分たちのこだわりや鎌倉らしさなど独自の部分は盛り込むことができたのか、などの疑問が浮かび上がった。これらの点について、以下に意見として述べる。

2 監査委員の意見

(1) 自分たちで作る個別計画の意義

鎌倉市においては、数多くの個別計画があり、概ね3年から5年程度のスパンで改定が行われている。改定は1年程度の短期間での作業となるため、課のマンパワー不足、職員の経験及びスキル不足や国県の動向把握、先進市の事例等を参考にするなどの理由から、他市での策定実績などがあるコンサルタント業者と委託契約を結ぶことが多い。

委託の仕様にあるとおり、膨大な作業量となる意識調査や施設の点検調査、統計処理や分析、市民対話の運営などの専門性のある業務については、民間に任せられるものは任せるとするアウトソーシングそのものを否定するものではない。

個別計画は、鎌倉市のその分野における10年後、30年後のあるべき姿を思い描き、その実現に向けた事業内容としてのアウトプットと計画期間内の成果となるアウトカムを具体的に分かりやすく示すものである。

この個別計画の肝となるべき将来のあるべき姿や計画推進の基本的な方針などの部分は、職員が自ら知恵を出し合い、考え、まとめあげるのが、本来の計画策定のあるべき姿だと思うが、実際は、実績豊富な委託業者のアドバイスをベースにして、構成やスタイルを整えるという本末転倒なことになっていないだろうか。

このような委託業者の知見を鵜呑みにするような考え方が市役所内に蔓延しているのであれば、この際、組織としても地方自治の原点・初心に帰らないといけないのではないかと危惧するところである。

「自分たちで考えること」にこだわる理由は、計画策定に限ったことではないが、自分たちで考えたものは何か状況の変化があった時などに、自分たちで的確に修正や見直しができるからであり、例えば市民に説明する際にも、自分の言葉でわかりやすく伝えることができるからである。

さらに個別計画を策定することは、今後、行財政改革が進み、アウトソーシングが進んだとしても職員が立案すべき重要な仕事として、必ず残るものである。担当者として計画策定に携わった経験は、どこの職場でも通用するものであり、管理職になった時には、その経験は指導する立場として遺憾なく発揮され、次の人材を育てることにもつながっていくことになる。

計画策定を担うことになった担当者は、将来必ず役に立つ貴重な経験ができる千載一遇のチャンスを得たと捉え、是非、積極的かつ意欲的に自分の思いや考えを前面に出して取り組んでいただきたい。

また、たとえ時間がかかっても、あるいは出来栄えが多少見劣りしていたとしても、職員が汗をかき、議論を重ねてまとめ上げるという貴重な経験は、鎌倉市民にとっても高額な委託料を払うことに比べ、はるかに有益であることを認識したうえで、人材の育成が将来の計画＝市政運営に必ず成果が出るということを、組織として強く意識していただきたい。

(2) 安易な委託化を防ぐための提案

委託化した理由として共通に見られたのは、課のマンパワー不足や職員の経験不足である。策定業務は、数年に1回のスパンで必ず回ってくるのが分かっているため、その策定年次だけ1名増員し、その職員が計画の策定から進行管理までを一つのサイクルとして担当するという人事異動策とすとか、計画策定に係る部分を委託するのではなく、替わりに普段行っている事務のどれかを委託することによって余力を作り、多くの職員に計画策定を経験させるチャンスを作ることも検討の余地があるのではないかと。

さらに、職員に不足するスキルとして、計画書の構成、デザインや図表の作成能力が無いことをあげている。デザイン力等の外部支援を得ることを一概に否定するものではないが、毎年、これを理由にどこかの課で同様の委託を個別に発注しているのであれば、複数のデザイン会社にその部分にだけ絞って委託すとか、あるいはどこかの業者と年間契約を結び、デザイン関係を一括して委託しておき、加えて、職員向けのデザイン教室を年に数回開催するなどして、職員の苦手意識を払しょくするのも効果的ではないかと。

最後に、委託料の多寡については常に議論のあるところであるが、現状では、一般競争入札またはプロポーザル審査による随意契約にしても、事前に予算見積として徴した複数の見積書を参考に上限金額などを設定している。コンサルタント業務の内訳は、その性格上諸経費以外ほぼ人件費であり、かつ請負契約であることを考慮すれば、見積金額を一つの指標として参考にするのはやむをえないところである。

しかしながら、業者主導の価格設定では費用対効果を判断することも難しいことから、安易に全体を一括して委託するのではなく、自分たちができること・やるべきことをしっかり見極め、そのうえで、委託の仕様を細かく明確にして最小限の委託にとどめるべきと考える。

3 監査の基本的事項

(1) 監査を実施した委員

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎

同 西岡 幸子

(2) 監査の期間

令和2年1月27日(月)から令和2年5月25日(月)まで

(3) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(4) 監査のテーマ

個別計画の策定等における委託業務の有効性について

(5) 監査の対象

個別計画の策定等に際し、計画策定支援業務委託などの委託料の支出を伴った事務を所掌する課

ア 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 共創計画部企画計画課

イ 鎌倉市本庁舎等整備基本構想 行政経営部公的不動産活用課

ウ 鎌倉農業振興地域整備計画 市民生活部農水課

エ 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン こどもみらい部こども支援課

オ 鎌倉市地域福祉計画 健康福祉部福祉総務課

カ 鎌倉市公園施設長寿命化計画 都市整備部公園課

監査対象は、事前に個別計画の策定状況に関する調査を全庁的に行い、平成29年度以降に策定作業を行っているもので、①全市レベルの計画、②台帳作成などを含む施設系の計画、③分野・テーマを絞った計画などの条件を加味して抽出したものである。

(6) 監査の着眼点

ア 業務委託を必要とした理由と契約内容（業者選定等を含む）は妥当か

イ 委託業者と職員、審議会及び庁内検討会などとの連携や役割分担は図られていたか

ウ 委託したことで、どのような成果が得られたか

エ 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果は妥当か

(7) 監査の実施

ア 事前調査

事務局が、監査対象部課から提出を受けた関係書類を調査し、関係職員への聴き取り調査を行った。

イ 聴き取り調査

令和2年3月26日(木) 午前10時45分から午後3時40分まで

対象部課の部長、担当課長を対象に監査委員による聴き取りを実施した。

(8) 監査対象委託の概要

所管課	企画計画課	公的不動産 活用課	農水課	こども支援課	福祉総務課	公園課
1 契約方法等						
委託名 (一部略)	第4期基本計画策 定支援委託① 市民対話委託②	本庁舎等整備基 本構想策定支援 委託	農業振興地域整 備計画見直し委 託①、②	子ども・子育て 支援事業ニーズ 量調査・計画策 定委託	地域福祉計画策 定支援委託	公園施設長寿命 化計画策定委託
年度	30・元年度① 30年度②	30年度	28年度① 29年度②	30・元年度	元年度	30年度
契約方法	プロボ随契① プロボ随契②	プロボ随契	入札① 入札②	入札	入札	入札
契約金額 (消費税込)	24,955,128円① 4,968,000円②	14,990,400円	1,825,200円① 1,716,152円②	4,514,400円 変更後 4,996,950円	4,598,000円	40,132,800円
委託業者 (一部略)	三菱UFJリサーチ&コンサ ルティング① フューチャー・セッションズ ②	都市環境研究所	昭和① 流通研究所②	名豊	コミュニティー・プランナーズ	国際航業
2 委託内容						
基礎調査	意識調査①	アンケート調査 eモニター代用	アンケート調査 ①	ニーズ量調査	アンケート調査	アンケート調査
回答/対象 回収率	1,098/2,000 54.9%	147/427 34.4%	46/74 62.2%	2,159/4,200 51.4%	1,458/3,000 48.6%	357/1,000 35.7%
意見聴取 参加者/回数	市民対話② 223/4	市民対話等 116/6	集落説明会①② 47/3		地域別懇談会 99/6	利用者ヒアリング 1,139人聴取
審議会等 回数	総合計画審議会 ① 11	本庁舎等整備 委員会 6		子ども・子育て 会議 6	地域福祉計画 推進委員会 4	
パブリックコメント 項目/意見数	実施① 61/15	実施 236/120		実施 16/5	実施 29/10	
市議会対応 報告回数	報告あり① 6	報告あり 6		報告あり 5	報告あり 2	
成果物 (計画書関係 のみ)	計画書300部① 概要版1,000部①	まとめ40部 概要版40部	報告書2部① 計画書30部②	計画書300部 概要版300部	計画書500部 概要版2,000部	報告書20部
その他	市民対話報告書 及びまとめ②	チラシ全戸配布		条例策定支援	計画進行管理表 の作成	

個別調書編

1 共創計画部企画計画課

第1 策定支援業務委託

1 委託契約の概要

(1) 名称

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画等策定支援業務（以下「計画策定委託」という。）

(2) 契約の方法

随意契約（プロポーザル審査）

設計前の見積業者は4者。上限金額は2,500万円（消費税及び地方消費税込み）で、見積金額を参考に設定。プロポーザル審査の参加業者は6者。

(3) 契約金額

24,955,128円（消費税及び地方消費税込み）

支払予定は平成30年度14,998,500円、令和元年度9,956,628円としている。

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成30年9月13日。契約期間は、契約日から令和2年3月31日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

イ 本社所在地

東京都港区

ウ 規模等

昭和60年設立 資本金20億6千万円 従業員数約950名

エ 主な事業内容等

主な事業内容は、三菱UFJフィナンシャルグループの総合シンクタンクとして自治体コンサルティング事業、政策研究事業、人材開発事業などを幅広く行っている。総合計画の策定に関する委託については、同社ホームページによると全国38の自治体で受託している。

鎌倉市における他の受注実績は無い。

(6) 変更契約の有無

ア 令和2年3月31日付けで、期間を令和2年4月30日まで延長する変更契約を締結している。変更の理由は、新型コロナウイルスの影響により、計画書記載事項の最終確認が予定通り進まず、成果品の納入に遅れが出る見込みとなったため、この変更に伴う契約金額の変更は無い。

イ 令和2年4月7日付けで、委託業者から文書にて新型コロナウイルス対策のため、令和2年4月30日を期限とする変更契約の更なる延長の申出がなされた。これを受け、令和2年4月23日付けで、緊急事態宣言が解除された後、速やかに業務に着手することで延長を認め、この変更に伴う契約書の作成は別途双方協議のうえ行うこととした。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

計画策定委託に関する補助金としては、平成30年6月にSDGs未来都市に選定され、そのモ

デル事業として基本計画にその概念を取り込んでいくことで、国の地方創生推進交付金（平成 30 年度限定、補助率 10/10、上限 2,000 万円）を受けている。補助額は、14,998,500 円で平成 30 年度支払予定の委託料全額である。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

総合計画は、自治体のすべての行政計画の基本となるもので、自治体まちづくりの最上位に位置付けられる計画である。平成 23 年の地方自治法の改正により、これまでの法による策定義務は無くなったが、本市では平成 24 年に鎌倉市総合計画条例を制定し、策定を義務付けている。

第 4 期基本計画は、急激な人口減少・少子高齢化、地球規模での気候変動・災害発生、公共施設の一斉老朽化などの社会情勢の中で、「鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の視点や SDG s の理念を市の施策に体系付けするなどの整理を行っている。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書には、広範囲にわたる基礎データの収集解析や市民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行い、成果物（調査報告書や計画書など）の納品を目的とした請負契約となっている。仕様項目は以下のとおりで、個々の項目に対する具体的な内容の記載はない。

ア 基礎調査

イ 第 3 期基本計画及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証支援

ウ 市民意識調査の提案・実施

エ 基本計画策定に係る提案・原案作成

オ 基本計画進行管理に用いる指標・目標に係る提案

カ 鎌倉市総合計画審議会・市民評価委員会等の運営支援

キ 実施計画策定に係る支援

ク 市民向け計画概要版のデザイン及び印刷製本

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ調査）

市民意識調査について仕様書には、平成 30 年度に 2,000 サンプル程度の調査の提案・実施となっている。これに対し、委託業者との協議を経て、実施計画に落とし込む具体的な指標に関する調査として、令和 2 年 1 月 9 日から 1 月 24 日の日程で実施し、2,000 名中 1,098 名（回収率 54.9%）の回答を得て、その集計・分析を行った。

その他に、基本計画策定に係る基礎調査、神奈川県市町村行政サービス水準の比較及び人口推計結果をまとめた基礎資料を報告書としてまとめている。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

市民対話は、「第 2 市民対話支援業務委託」として、別契約で他の委託業者が実施。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

(ア) 鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

審議会は、昭和 41 年 1 月に設置された附属機関で、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることを所掌事務としている。委員長（亀山康子国立環境研究所社会環境システム研究センター副センター長）のほか市民委員を含む合計 10 名で構成されている。仕様書には、会議の運営支援を行うと

なっている。

審議会は、平成30年7月25日から令和元年11月5日まで11回開催され、委託業者は第2回から会議資料の作成、出席及び会議録の作成等の支援を行った。

(イ) 鎌倉市民評価委員会（以下「委員会」という。）

委員会は、平成17年9月に設置されたその他の諮問機関で、行政評価の外部評価に関する事項を所掌事務としている。委員長（川口和英東京都市大学教授）のほか市民委員を含む7名で構成されている。

仕様書には、会議の運営支援を行うとなっている。委員会のうち基本計画に関しては平成30年11月20日と11月26日の2回開催され、委託業者は会議資料の作成等の支援を行った。

(ウ) 庁内策定委員会

庁内策定委員会は、副市長及び部長級職員などで構成し、平成30年11月9日から令和元年11月12日まで6回、審議会の議論の進行に合わせて開催されている。そのほかに庁内策定委員会合同部会（7部長 50課長）や庁内策定委員会基礎部会（21課長）を適宜開催し、庁内意見の聴取や意見の集約を図っている。

仕様書には特に規定はないが、審議会同様、資料の作成等の支援を行っている。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

(ア) パブリックコメント

令和元年7月3日から令和元年8月2日までの期間で実施し、意見等は15通61項目寄せられた。仕様書には規定はないが、委託業者はその資料等の作成・意見の取りまとめ等を行っている。

(イ) 市議会への報告等

以下の市議会総務常任委員会に報告している。

平成30年9月 「第4期基本計画策定方針について」

平成30年12月 「第4期基本計画の策定に向けた取り組み状況について」

平成31年2月 同上

令和元年6月 同上

令和元年9月 同上

令和元年12月 「第4期基本計画の策定について」他の常任委員会にも報告している。

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 基本計画書 A4判 300部	令和2年5月25日現在 未納となっている
2 基本計画書概要版 B5判4色 40頁程度 1,000部	

※最終的な成果物についてのみ記載

その他中間的な提出物として、基礎調査報告書30部、各種会議資料及び議事録30部、諮問答申書30部などがある。

主な配布先として、基本計画書は、庁内、市議会議員、審議会等の委員、県内各市町村などに約230部、残り約70部を予備としている。市民向け概要版は、市議会議員、審議会等の委

員、市民対話参加者、県内各市町村などに約 180 部、市民配布用に約 700 部、残り約 120 部を予備としている。

- (5) 計画策定以外の項目
仕様に規定無し。

第2 市民対話支援業務委託

1 委託契約の概要

(1) 名称

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画等策定に係る市民対話実施支援業務（以下「市民対話委託」という。）

(2) 契約の方法

随意契約（プロポーザル審査）

設計前の見積業者は2者。上限金額は500万円（消費税及び地方消費税込み）で、見積金額を参考に設定。プロポーザル審査の参加業者は2者。

(3) 契約金額

4,968,000円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成30年9月7日。契約期間は、契約日から平成31年3月29日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

株式会社フューチャー・セッションズ

イ 本社所在地

東京都渋谷区

ウ 規模等

平成24年6月設立 資本金900万円 従業員数11名

エ 主な事業内容等

主な事業内容は、会議の場を意思決定や合意形成のための場ではなく、つねに問いを聴き続けることで、参加者自身が目的を創り出し、主体的に実行することを促す創意形成の場にしていくことを目指しているフューチャーセッションを開催・支援することである。

取り組み実績としては、札幌商店街の活性化、釜石・大槌のものづくり、黒川温泉のまちづくりなどがある。

鎌倉市における主な受注実績は、エネルギー基本計画策定支援業務委託がある。

(6) 変更契約の有無

無し。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

市民対話委託に関する補助金としては、計画策定委託と同様に国の地方創生推進交付金（平成30年度限定、補助率10/10、上限2,000万円）を受けている。補助額は、4,968,000円で委託料全額である。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け
計画策定委託に記述した。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書には、市民対話の準備と実施及び成果物（意見報告書など）の納品が目的となっており、請負契約となっている。仕様項目は以下のとおりで、個々の項目に対する具体的な内容の記載はない。

ア 事前準備

イ 市民対話の実施

ウ 支援委託受注者との協議・調整

エ 意見報告書、市民対話成果物の作成

(3) 計画策定の項目別委託実績

市民対話は、鎌倉市の将来像を描く対話を2回、鎌倉市の将来像を実現するための対話を2回開催し、その準備、資料作成、当日の運営及び報告書をまとめるとなっている。実際、以下のとおり、その準備を含め、当日のファシリテーターとしての役割を含めた全体の運営等を行い、その結果等を報告書にまとめた。

第1回 平成30年12月1日 市民55名参加

第2回 平成30年12月22日 市民58名参加

第3回 平成31年2月2日 市民63名参加

第4回 平成31年2月24日 市民47名参加

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 基本計画策定に向けた意見報告書	1部 A4判4色66頁
2 市民対話成果物 4色 1,000部	1,000部 タブロイド判見開き4頁

※最終的な成果物についてのみ記載

主な配布先として、市民対話成果物を市民対話参加者や市議会・審議会委員等に配布し、残りは今後各所で配布の予定。

(5) 計画策定以外の項目

仕様に規定無し。

第3 計画策定委託及び市民対話委託の着眼点別の検証

1 業務委託を必要とした理由と契約内容の妥当性

計画策定委託は、プロポーザル審査による契約で、アンケートなどの調査・分析、審議会等の運営支援、パブリックコメントなどの資料作成及び計画書の作成などの膨大な事務量に対応することと、新たなSDGsなどの理念に対して知見を得ることなどを目的にしていた。仕様書には細かい指示等が記載されておらず、特に計画書の策定部分は、職員と委託業者の協議によって作業の具体化を図っていくスタンスとなっていた。

市民対話委託もプロポーザル審査による契約で、ファシリテーターを含めた全般的な運営支援であり、計画策定委託と切り離して、より専門性の高い委託業者と契約していた。

2 委託業者と職員、審議会等との連携や役割分担について

計画策定委託では、最初に審議会に於いて策定方針の段階から議論を始め、各回とも職員と協議したうえで委託業者が資料として提示し、意見を伺い、修正を加えて内容を高めていくという形式で進められており、それぞれが連携・分担できていた。市民対話委託は、事前の準備から当日の運営まで一貫して職員と連携して取り組んでいた。

3 委託したことで得られた成果

計画策定委託は、アンケート調査などの膨大な作業量の事務を委託できたことにより、職員のマンパワー不足、負担軽減を図ることができていた。計画書の策定部分では、人口推計やロジックモデルの構築、EBPMの推進などに専門的で客観的な支援が得られ議論が深まったとのことであった。市民対話委託では、その運営も適切に行われ、幅広く意見の聴き出しができたとのことであった。

4 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果

総括編に記述した。

5 その他

今回の計画書策定の根幹をなすものとして考えていたロジックモデルの構築やEBPMの導入について、計画策定委託の委託業者によって庁内研修会が2回実施され、多くの職員が一定の理解を得ることにつながった。これは仕様には無かったが、策定作業を進めていく中で委託業者と協議のうえ、実施されたとのことであり、委託業者と協働して作り上げるプロセスを示す一つとして大変評価できる場所である。

2 行政経営部公的不動産活用課

1 委託契約の概要

(1) 名称

平成 30 年度鎌倉市本庁舎等整備基本構想策定支援業務委託（以下「基本構想委託」という。）

(2) 契約の方法

随意契約（プロポーザル審査）

設計前の見積業者は 3 者。上限金額は 1,500 万円（消費税及び地方消費税込み）で、見積金額を参考に設定。プロポーザル審査の参加業者は 1 者。

(3) 契約金額

14,990,400 円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成 30 年 6 月 29 日。契約期間は、契約日から平成 31 年 3 月 19 日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

株式会社都市環境研究所

イ 本社所在地

東京都文京区

ウ 規模等

昭和 45 年設立 資本金 4,000 万円 従業員数 53 名

エ 主な事業内容

主な事業内容は、アーバンデザイン、広域計画、土地利用計画、景観計画、住宅関連計画、都市計画、市街地再開発事業などのまちづくりプロジェクトの調査分析、計画、設計、事業運営などのコンサルタント業務で、同種の業務に関する実績は、茅ヶ崎市浜見平地区都市デザイン調整、川崎市学校跡地活用計画策定調査、小田原市市街化調整区域住宅開発基準などがある。

鎌倉市における主な受注実績は、鎌倉市本庁舎整備方針等策定支援業務委託、公的不動産利活用推進支援業務委託がある。

(6) 変更契約の有無

平成 31 年 2 月 27 日付けで、期間を令和元年 7 月 31 日まで延長する変更契約を締結している。変更の理由は、住民訴訟への対応や防災に関する検証などに時間を要する見込みとなったためであり、この変更に伴う契約金額の変更は無い。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

基本構想委託に関する補助金等はない。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

本庁舎等の整備については、平成 27 年 3 月に策定した鎌倉市公共施設再編計画に基づき、平成 29 年 3 月に鎌倉市本庁舎整備方針を策定し、平成 30 年 3 月には鎌倉市公的不動産利活用

推進方針を策定し、深沢地域整備事業用地への移転を決定した。

本庁舎等整備基本構想（以下「基本構想」という。）は、本庁舎建設に関する基本的な考え方として、基本理念（ビジョン）、基本方針（6つの要素）、機能、立地、規模などを整理したものである。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書には、基本構想を定める検討にあたっての支援として、鎌倉市本庁舎等整備委員会（以下「整備委員会」という。）の運営支援のほか、必要な調査・資料の作成、市民対話の意見整理などが目的となっている。

仕様項目は以下のとおりである。

- ア 基本構想策定支援作業
- イ 検討組織の会議運営支援
- ウ 市民対話の運営支援等

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ調査）

市民対象のアンケート調査として仕様書には、民間のWEBアンケートを想定した調査の実施とあったが、実際は、広報広聴課の市政e-モニターを活用したアンケートを代用し、427名中147名（回収率34.4%）の回答を得ている。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

(ア) 市民対話及び拡張ワークショップ

仕様書には、市民対話（30名程度の参加）を3回程度、拡張ワークショップ（60名程度の参加）を2回程度開催するものとし、その準備としての募集案内・資料の作成・印刷、発送や当日のファシリテート業務及び実施結果のまとめを作成することとなっている。

市民対話は、平成30年5月19日（市民参加16名）、平成30年8月4日（市民参加16名）、平成30年9月8日（市民参加12名）及び平成30年11月3日（市民参加13名）の4回開催され、拡張ワーキングは、平成30年10月8日に2回（1回目市民参加39名、2回目市民参加20名）開催された。委託業者は、いずれにも出席し、市民対話のファシリテーターを務めるとともに、資料等の作成、まとめ等を行った。

(イ) シンポジウムの開催

仕様書には、市民を対象としたシンポジウム等のイベントを1回程度行うとして、企画の提案やチラシ作成・印刷を行うこととなっている。

当初、市民周知に有効であるとの考えからシンポジウムの開催を目指したが、協議の結果、100名程度のシンポジウムよりもチラシを全戸配布するほうがより効果的であるとの結論に至ったので、平成30年9月1日号の広報かまくらに、パブリックコメントを行う周知を兼ねた概要版を掲載した。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

(ア) 整備委員会

整備委員会は、平成30年4月に設置された附属機関で、基本構想及び基本計画の策定を所掌事務としている。委員長（国吉直行横浜市立大学グローバル都市協力研究センターシニアアドバイザー）のほか市民委員を含む9名で構成されている。仕様書で委託業者は5回の開催予定のうち4回分を業務対象として、会議資料の作成、必要に応じた出席及び

会議録の作成などを行うこととなっている。

整備委員会は、平成30年8月2日から令和元年6月26日まで6回開催され、委託業者は第2回から会議資料の作成、出席、会議録の作成等の支援を行った。

(イ) 庁内連絡会議

庁内連絡会議は、設置されていない。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

(ア) パブリックコメント

仕様書には、パブリックコメントに関する資料の作成及び意見を整理した資料の作成を行うこととなっている。

平成31年4月19日から令和元年5月20日までの期間で実施し、意見等は120通236項目寄せられた。委託業者はその資料等の作成・整理等を行った。

(イ) 公共施設再編計画NEWSの発行

市民周知のために適宜作成している「公共施設再編計画NEWS」の原稿作成を4回以上行うものとなっている。委託業者は、5回分作成した。

(ウ) 市議会への報告等

以下の市議会総務常任委員会に報告している。

平成30年6月 「本庁舎等整備基本構想の検討状況について」

平成30年9月 同上

平成31年2月 「本庁舎等整備等整備事業について」

令和元年6月 「本庁舎等整備基本構想の検討状況について」

令和元年9月 「本庁舎等整備基本構想の策定について」

令和2年2月 「本庁舎等整備の取組状況について」

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 取りまとめ結果（構想） A4判両面ファイル綴じ 40部	40部 A4判4色 150頁
2 概要資料 A4又はA3判片面又は両面 40部	40部 A4判見開き4色 4頁

※最終的な成果物についてのみ記載

主な配布先は、取りまとめ結果、概要資料ともに市長・副市長、部長級程度としている。

(5) 計画策定以外の項目

仕様に規定無し。

3 着眼点別の検証

(1) 業務委託を必要とした理由と契約内容の妥当性

基本構想委託は、鎌倉市独自の基本構想の策定に関する委託であり、市民意見の聴取などの事務量の軽減や土地利用などの専門的な図表の作成、計画書のデザインを市民に分かりやすくするなどの専門技術を求めたものである。契約は、プロポーザル審査による契約であり、仕様書で細かく規定するのではなく、職員と委託業者との協議によって作業の具体化を図っていくスタンスになっていた。

(2) 委託業者と職員、審議会等との連携や役割分担について

契約内容は、各種調査から審議会運営、パブリックコメント、計画書の作成（成果品の納入）までの一体的な発注になっていて、委託業者との頻繁なメール等による打ち合わせ状況を見ても、常に市が主導して指示・提案を行い、経験豊富な委託業者がそれに応えるという連携・分担する関係が見てとれた。さらに、契約変更し期間が延びた際にも、その原因となった部分の修正・補足にもかかわるなど、積極的な姿勢も確認できた。

(3) 委託したことで得られた成果

一般的に土地利用、建築、防災などの専門的な分野に適切な支援が得られたことと市民に分かりやすい成果物を完成できたことや膨大な作業に対する職員の負担軽減と計画策定に集中できた点が大きな成果といえた。特に、市民対話については、委託業者がファシリテーターから全体の運営までを行い、意見の聴き出しに成果が得られた。

(4) 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果

総括編に記述した。

(5) その他

この計画の策定にあたっては、市民の関心が高いことと市民の理解を得ることが大変重要であるとの認識から、市民を対象とした出前講座を積極的に開催して、市民の理解を得る努力を重ねた点は評価に値する。一方で、その努力が市民理解を得るという成果になかなか結びついてないことを見ると、工夫や改善の余地は大いにありと考える。

3 市民生活部農水課

第1 平成28年度委託

1 委託契約の概要

(1) 名称

平成28年度鎌倉農業振興地域整備計画見直し業務委託（以下「28年度委託」という。）

(2) 契約の方法

一般競争入札

入札前の見積業者は3者。入札設定金額は、1,987,200円（消費税及び地方消費税込み）で、見積書の最低価格と同額。入札参加業者は4者。

(3) 契約金額

1,825,200円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成28年7月5日。契約期間は、契約日から平成29年3月15日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

株式会社昭和

イ 本社所在地

東京都千代田区

ウ 規模等

昭和21年設立 資本金1億円 従業員数460名

エ 主な事業内容

主な事業内容は、まちづくりの総合技術コンサルタントとして、都市政策・まちづくり、市街地整備、地理空間情報（測量、地理情報）、国土利用計画などの調査、支援等を行っており、同種の業務については、茅ヶ崎市で受注している。

鎌倉市における他の受注実績は無い。

(6) 変更契約の有無

無し。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

28年度委託に関する補助金等はない。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

農業振興地域整備計画とは、県知事により農業振興地域の指定を受けた市町村が、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画である。一定期間ごとの見直しが必要なので、最後の見直しから20年経過し現状と計画との乖離があったことから、計画の見直しを行った。

本市の農業振興地域の農用地は未整備で不整形な区画、利便性の悪い農道網で形成されてお

り、野菜栽培に必要なかんがい施設もなく不便をきたし、生産性の向上を阻害していることから、農道整備等の農業生産基盤の整備開発計画を本計画に登載し、計画的に整備することで、生産性並びに収益性の高い農業の確立を図るものである。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書には、過年度に実施した農業施策を整理するとともに、農業振興地域内農地の利用現状を十分に把握し、農家の意見や要望等を踏まえて既存の農用地区域及び将来の農用地区域を整理する中で、新たな方針を明確にした上で農業振興地域整備計画見直しの基礎調査を行うことが目的となっている。

仕様項目は以下のとおりである。

- ア 土地利用現況調査
- イ 土地利用現況図及び一筆台帳の作成
- ウ 基礎資料・附図の作成
- エ 集落ごとの要望のまとめ
- オ アンケート調査
- カ 報告書の作成

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ調査）

農家の意向アンケート調査は、市内の農家 150 軒を対象に、調査票の設計、印刷、発送、回収及び集計・分析を行うこととなっている。

調査は、平成 28 年 9 月 21 日から平成 28 年 10 月 14 日までの期間で行われ、農家 150 軒の想定を農業振興地域内の一部条件をクリアした 74 軒に絞り実施し、46 軒から回答（回収率 62.2%）を得ている。調査結果等については、報告書にまとめられて報告されている。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

集落ごとの説明会は、1 回の予定で、農用地利用計画などの市の方針を説明し、計画に反映させるための住民意向の収集を行うこととなっている。

平成 29 年 3 月 10 日に開催され、農家 12 名の参加が得られた。その結果は、会議報告としてまとめられている。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

審議会や庁内連絡会議は設置されていない。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

パブリックコメントや市議会への報告等は行っていない。

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 報告書 A 4 判 ドッチファイル 2 部 一筆台帳等一式	2 部 A 4 判ドッチファイル 本文 180 頁 一筆台帳等一式

※最終的な成果物についてのみ記載

配布は行っていない。

(5) 計画策定以外の項目

仕様書に規定無し。

第2 平成29年度委託

1 委託契約の概要

(1) 名称

平成29年度鎌倉農業振興地域整備計画見直し業務委託（以下「29年度委託」という。）

(2) 契約の方法

一般競争入札

入札前の見積業者は3者。入札設定金額は、2,306,102円（消費税及び地方消費税込み）で見積書の最低価格と同額。入札参加業者は3者。

(3) 契約金額

1,716,152円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成29年6月21日。契約期間は、契約日から平成30年3月15日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

株式会社流通研究所

イ 本社所在地

神奈川県厚木市

ウ 規模等

平成4年2月設立 資本金4,880万円 従業員数19名

エ 主な事業内容等

主な事業内容は、農水産業の振興に専門特化したコンサルティングで、農業振興地域整備計画の策定、人・農地プランの策定、耕作放棄地調査、集落営農のコーディネート及び農地集約化に向けた中間支援組織の設立・運営支援などを行っている。

主な受注実績は、開成町人・農地プラン見直し支援業務、富山市スマート農業導入可能性調査業務、中井町里都まちブランドプロジェクト推進支援業務などがあり、同種の業務は小田原市と茅ヶ崎市で受注している。鎌倉市における他の受注実績は無い。

(6) 変更契約の有無

平成30年3月14日付けで、期間を平成31年1月31日まで延長する変更契約を行っている。変更の理由は、作成する計画書は最終的に神奈川県環境農政局農政部農地課の同意が必要で、当初、平成29年度中に事前相談から見直し決定までの手続きを想定していたが、県との調整の結果、平成30年度の手続きとなったためである。

これによって、委託料は平成29年度に1,154,472円、平成30年度に561,680円の支出となっている。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

29年度委託に関する補助金等はないが、計画策定後の農道整備事業については、国の補助事業である「農地耕作条件改善事業（補助率7/10 国5/10 県2/10）」を活用し、令和元年度に農道の土質調査（委託）を行い、令和2年度から農道整備工事に着手する予定である。補助金額は、令和元年度で2,800,000円、令和2年度で19,040,000円となっている。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

28年度委託に記載。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書には、28年度委託で得られた結果を踏まえ、農業振興地域整備計画書案及び関係機関調整会議等資料の作成支援を行うことが目的となっている。

仕様項目は以下のとおりである。

- ア 計画書案及び計画図案作成
- イ 関係機関調整会議等資料作成
- ウ 説明会の開催
- エ 報告書の作成

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ調査）

28年度委託で実施済み。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

計画内容の十分な理解を得るように2回の説明会を開催し、意見の取りまとめを行うこととなっている。

第1回は平成29年10月6日に農家20名の出席で、第2回は平成30年11月16日に農家15名の出席を得て開催された。委託業者は、資料の作成、出席及び会議録の作成を行っている。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

仕様書に無く、審議会等は設置されていない。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

仕様書に無く、パブリックコメントや市議会への報告等は行っていない。

オ 関係機関との調整会議

神奈川県との調整にあたり、必要な図面や調整用資料の作成及び調整結果の取りまとめを行うとなっている。資料の作成を行っていた。

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 業務報告書 A4判 パイプ式ファイル 2部 土地利用計画図他一式	2部 A4判ドッチファイル単色 150頁 図面は一部カラー
2 鎌倉農業振興地域整備計画書 30部	30部 A4判単色 17頁

※最終的な成果物についてのみ記載

配布は行っていない。

(5) 計画策定以外の項目

仕様書に規定無し。

第3 28年度委託及び29年度委託の着眼点別の検証

1 業務委託を必要とした理由と契約内容の妥当性

28年度委託は、整備計画書作成の前段となる一筆台帳等の作成が主で、農地にかかる台帳の整理なので一定の経験を有した職員でないとできないというのが委託の理由である。前回の見直しの際は、経験豊富な職員がいたので委託しなかったが、作業時間は相当かかったとのことであった。

29年度委託は、28年度委託の成果を神奈川県の様式に則った計画書にまとめる委託なので、計画書の策定経験豊富な委託業者の支援を受けることが委託理由である。

いずれも一般競争入札で契約しており、最終の計画書策定に向けて、専門性も低く市の独自性を入れる余地もない。

2 委託業者と職員、審議会等との連携や役割分担について

計画そのものが、特定の農業地域を対象としていることから、審議会、パブリックコメント及び議会報告は行っていないとのことであった。

3 委託したことで得られた成果

神奈川県の様式に則った計画書が出来たことと、それによって、農業振興地域内の農道整備にあたっての補助金の活用につながったことが挙げられる。職員の負担軽減については、経験不足を補えたとのことである。

4 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果

総括編に記述した。

5 その他

委託業務の実績を見ると、アンケートの対象数や説明会開催などの作業量は少なく、審議会や議会報告などの手続きも行っていない。数年に1回、必要に応じて行うのであれば、事前に職員のスキルをあげる研修をするなどの準備をしておけば、委託内容も精査できるのではないかと検討が必要である。

4 こどもみらい部こども支援課

1 委託契約の概要

(1) 名称

鎌倉市子ども・子育て支援事業ニーズ量の現状把握に資する調査及び計画策定等業務委託
(以下「調査計画策定委託」という。)

(2) 契約の方法

一般競争入札

入札前の見積業者は2者で他に1者辞退。入札設定金額は、7,510,320円(消費税及び地方消費税込み)で、見積書の最低価格と同額。入札参加業者は3者。

(3) 契約金額

ア 当初契約額 4,514,400円(消費税及び地方消費税込み)

平成30年度3,078,000円、令和元年度1,436,400円の支払いとなっている。

イ 1回目変更 4,541,000円(消費税及び地方消費税込み)

令和元年度分の支払いを1,463,000円とし、26,600円増額している。

ウ 2回目変更 4,996,950円(消費税及び地方消費税込み)

令和元年度分の支払いを1,918,950円とし、455,950円増額している。

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成30年8月2日。契約期間は、契約日から令和2年3月31日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

株式会社名豊

イ 本社所在地

愛知県名古屋市

ウ 規模等

昭和60年設立 資本金2,000万円 従業員数51名

エ 主な事業内容

主な事業内容は、自治体向けとして、ヘルスケア、障害福祉、高齢者・介護福祉、文化スポーツ、子ども・子育て及び地域福祉などの分野を対象にコンサルティング事業を行っている。同社ホームページによると、児童育成計画というカテゴリで平成26年度から平成29年度の間で、全国における受注実績が63件となっている。そのうち、神奈川県内で子ども子育て計画関係の委託を受注していたのは、茅ヶ崎市、川崎市、伊勢原市、綾瀬市、平塚市、大井町及び松田町である。

鎌倉市における主な受注実績は、高齢者保健福祉計画基礎調査等業務委託、鎌倉市データヘルス計画推進支援データ分析業務委託及び鎌倉市障害者福祉計画策定支援業務委託がある。

(6) 変更契約の有無

ア 令和元年9月10日付けで、契約金額を4,541,000円に増額する変更契約を締結している。

変更の理由は、消費税率の変更に合わせたもので、この変更に伴う契約期間の変更は無い。

イ 令和2年3月24日付けで、契約金額を4,996,950円に増額する変更契約を締結している。

変更の理由は、別途予算要求していた条例を市民に周知するためのリーフレット作成にかかる経費を、本契約に追加し効率的に執行するためのもので、この変更に伴う契約期間の変更は無い。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

調査計画策定委託についての補助金等はない。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

平成 27 年度に子ども・子育て関連 3 法に基づく新制度が施行され、各自治体において市町村子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～31 年度）の策定が義務付けられた。

鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～（以下「きらきらプラン」という。）は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体として策定する計画で、法定計画となっている。

5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策などを盛り込んだ計画である。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書による委託の目的は 2 つあり、ニーズ量調査については、住民の教育・保育等に関する利用意向等のニーズ現状把握に活用する調査を行い分析することで、計画の策定では、ニーズ量調査の結果や子ども・子育て会議等を通して認識した、今後必要となる子育て支援策の目標値や提供体制を反映させ、有益で実効性のあるきらきらプランを策定することとなっている。

仕様項目は以下のとおりである。

ア ニーズの現状把握調査

調査票の作成・印刷、発送、回答の集計・分析、報告書の作成

イ 計画策定業務

課題の分析、サービス分量の整理・分析、事業に関する提案、計画書の策定

ウ 会議運営支援等

エ 条例の策定支援業務

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ量調査）

ニーズ量調査について仕様書には、子育て世帯 4,200 世帯を対象とした郵送によるアンケート調査として、調査票の作成から印刷、封入、発送、督促状の発送、回収したデータの集計・分析及び報告書の作成を行うとなっている。

調査は、平成 30 年 12 月 3 日から 12 月 25 日までの期間で行われ、4,200 件のうち 2,159 件の回答（回収率 51.4%）を得ている。調査結果等については、報告書にまとめられて報告されている。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

仕様書に規定無し。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

(ア) 鎌倉市子ども・子育て会議

鎌倉市子ども・子育て会議は、平成 25 年 8 月に設置された附属機関で、子ども子育て支援法第 77 条第 1 項を所掌事務としている。委員長（松原康雄明治学院大学学長）のほか市民委員含む 22 名以内で構成されている。

仕様書には、5 回程度行う会議の基礎資料の作成と必要な助言等、会議への出席と運営の支援及び議事録の作成としている。

平成 30 年 8 月 24 日から令和元年 12 月 20 日まで 6 回開催され、各会議の資料や議事録の作成などが行われていた。

(イ) 庁内連絡会議

鎌倉市子ども・子育て会議庁内推進委員会は、関係部課長で構成され開催されているが、同会議への支援等は仕様書に規定が無い。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

(ア) パブリックコメント

仕様書には、パブリックコメントに関する資料の作成及び意見を整理した資料の作成を行うこととなっていた。

令和 2 年 1 月 7 日から令和 2 年 2 月 6 日までの期間で実施し、意見等は 5 通 16 項目寄せられ、その資料等の作成・整理等が行われた。

(イ) 市議会への報告等

以下の市議会教育こどもみらい常任委員会に報告している。

平成 31 年 2 月

「(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の取り組みについて」

令和元年 6 月

「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改定に向けたニーズ量調査の結果について」

令和元年 9 月 「鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの改定について」

令和元年 12 月 同上

令和 2 年 2 月 同上

「(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の制定について」

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 ニーズ量調査報告書 A 4 判単色 150~300 頁 60 部	60 部 A 4 判単色 184 頁
2 ニーズ量調査報告書概要版 A 4 判単色 12~60 頁程度 60 部	60 部 A 4 判単色 126 頁
3 計画書 A 4 判再生紙 200 頁程度 300 部 表紙カラー本文単色	300 部 A 4 判表紙カラー本文単色 160 頁
4 計画書概要版 A 4 判再生紙 30 頁程度 300 部 表紙・本文単色	300 部 A 4 判単色 24 頁

※最終的な成果物についてのみ記載

主な配布先として、計画書は、庁内関係と審議会等委員などに約 100 部、残りを市民閲覧用として各施設に配布。概要版は、庁外協力団体（私立保育園、認可保育施設など）を中心に市民閲覧用として配布する予定。

(5) 計画策定以外の項目

仕様書には、(仮称)子ども総合支援条例の制定にあたって、必要となる条例案の整理、原案及び条例案説明書等の作成支援を行うとなっている。

当初の条例案のたたき台は委託業者が作成し、会議等での修正は職員が行ったとのことである。

3 着眼点別の検証

(1) 業務委託を必要とした理由と契約内容の妥当性

平成 27 年度の子ども・子育て支援計画の策定に際しても委託していたこと、課のマンパワーが不足していること及び新たな国の考え等を取り入れる計画のため職員に経験が無いことなどを委託の必要性として挙げていた。契約は一般競争入札であり、計画策定等に精通した実績のあるコンサルタント業者が要件となっていた。

(2) 委託業者と職員、審議会等との連携や役割分担について

契約内容は、ニーズ量調査から審議会運営、パブリックコメント、計画書の作成（成果品の納入）までの一体的な発注になっており、委託業者との連携により、成果に結びつけられたとしている。職員と委託業者とのやり取りを見ると、委託業者の提案に対して必要な指示を出していく流れが見受けられた。

(3) 委託したことで得られた成果

ニーズ量調査については、大量な情報処理とニーズ量の算出など、専門性の高い部分もあり職員の負担軽減、効率的な策定スケジュールの進行につながった。また、実績経験豊富な委託業者であったので、指示事項にも的確に対応してもらえたとしている。

(4) 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果

総括編に記述した。

(5) その他

仕様書には、計画策定とは別に(仮称)子ども総合支援条例の制定に必要な条例案の整理や説明資料の作成が盛り込まれていた。一般的には条例が先に施行され、それに基づく計画が策定される流れであるが、同時並行的に委託業者の案をたたき台に鎌倉市子ども子育て会議の審議にかけていた。

最終的に条例は契約期間の期限間際の令和 2 年 3 月 13 日に施行されたが、委託契約の内容や成果物に大きく影響が出る可能性を否定できないので、一考を要するところである。

5 健康福祉部福祉総務課

1 委託契約の概要

(1) 名称

鎌倉市地域福祉計画策定支援業務委託（以下「策定支援委託」という。）

(2) 契約の方法

一般競争入札

入札前の見積業者は5者。入札設定金額は7,150,000円（消費税及び地方消費税込み）で、見積書の最低価格と同額。入札参加業者は6者。

(3) 契約金額

4,598,000円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成31年4月24日。契約期間は、契約日から令和2年3月31日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

株式会社コミュニティー・プランナーズ

イ 本社所在地

東京都港区

ウ 規模等

平成13年10月設立 資本金1,000万円 従業員数7名

エ 主な事業内容等

主な官公庁関係の事業は、子ども・子育てプラン、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、障害者福祉計画などの策定支援や調査研究などで、同種の業務については、東京都港区や神奈川県大井町及び寒川町での策定支援実績がある。

鎌倉市における主な受注実績は、子ども・子育て支援事業ニーズ調査及び計画支援委託、高齢者保健福祉計画実態調査委託がある。

(6) 変更契約の有無

令和元年6月3日付けで、アンケート調査の対象年齢を18歳以上から13歳以上に引き下げる変更契約を締結している。変更の理由は、鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）から地域福祉の観点から中学生も地域の一員として考えを聴くべきとの意見があったためである。契約金額、契約期間に変更は無い。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

策定支援委託に関する補助金等はない。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

地域福祉計画は、平成30年4月1日に改正・施行された社会福祉法において、市町村が地域福祉の推進に関する事項として、高齢者、障害者、子どもなど、福祉に関して共通して取り組む事項や福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項などを一体的に定めることが義務付

けられた計画である。

これまで、鎌倉市では、平成 16 年度に「鎌倉市地域福祉計画」を策定し、平成 18 年度にはこの計画を再編し取り入れた「鎌倉市健康福祉プラン」を策定した。これとは別に鎌倉市社会福祉協議会が「かまくらささえあい福祉プラン」を策定してきた経過があり、これらとの一体化を図るものである。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書には、市民の参画を図りながら、全庁的な取り組みを踏まえ、国が定めるガイドラインその他の資料を参考に、効率的かつ効果的に計画の策定を支援し業務を完成させ、成果物の納品を目的とする請負契約となっている。

仕様項目は以下の通りである。

ア 地域福祉推進の課題を把握するアンケート調査

イ 福祉関係団体等へのヒアリング・アンケート

ウ 計画策定業務

課題の整理、会議の運営、懇談会の運営、パブリックコメントの支援、計画書の作成

エ 計画進行管理表の作成

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ調査）

仕様書には、アンケート調査は 13 歳以上の市民 3,000 人を対象にし、調査項目の提案、調査票作成・印刷、郵送、回収、督促はがきの発送及び調査結果の集計・分析となっている。

令和元年 6 月 12 日から令和元年 7 月 2 日までの間実施し、3,000 人中 1,458 人（回収率 48.6%）の回答を得て、集計・分析を行った。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

(ア) 市民向け懇談会

仕様書には、市民からの意見を交換・集約する場として市内各所で 6 回開催するとして、その資料作成、運営及び議事録の作成となっている。

懇談会は、令和元年 7 月 31 日に腰越地域（市民参加 11 人）と西鎌倉地域（市民参加 14 人）、令和元年 8 月 6 日に鎌倉地域（市民参加 24 人）と深沢地域（市民参加 19 人）、令和元年 8 月 8 日に玉縄地域（市民参加 14 人）と大船地域（市民参加 17 人）の合計 6 回開催し、資料の作成や運営（出席）及び議事録の作成を行った。

(イ) 福祉関係団体とのヒアリング

仕様書には、推進委員会において行う福祉関係団体 10 団体程度を対象にしたヒアリング又はアンケートの依頼文・調査票の作成、実施支援、結果のデータ作成・計画への反映となっている。

実際には、素案レベルではなく計画書案のパブリックコメントと並行して、関係する 14 団体に対して、同様の資料での意見募集を行っている。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

(ア) 推進委員会

推進委員会は、平成 31 年 4 月に設置された附属機関で、地域福祉計画の策定及び推進に関する事項を調査審議することを所掌事務としている。委員長（川上富雄駒澤大学教授）のほか市民委員を含む 10 名で構成され、仕様書には、会議資料の作成と出席、議事録の

作成となっている。

推進委員会は、令和元年5月24日から令和2年3月2日まで4回開催され、委託業者は第2回から会議資料の作成、出席、会議録の作成等の支援を行った。

(イ) 庁内策定委員会

仕様書には、庁内検討組織に対する支援等の項目はない。

実際には、庁内部長級で構成する鎌倉市地域福祉計画推進庁内連絡会は設置され、令和元年8月20日と11月5日に開催されている。また、パブリックコメント実施に合わせ、庁内各課に対しても意見照会を行っている。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

(ア) パブリックコメント

仕様書には、パブリックコメント用の資料の作成と結果の取りまとめを支援となっている。

令和2年1月10日から令和2年2月10日までの期間で実施し、意見等は10通29項目寄せられ、委託業者はその資料等の作成・整理等を行った。

(イ) 市議会への報告等

以下の市議会観光厚生常任委員会に報告している。

令和元年6月 「鎌倉市地域福祉計画の策定状況について」

令和元年12月 同上

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 計画書 4色 500部	500部 A4判4色 140頁
2 計画書概要版 4色 2,000部	2,000部 A4判見開き4色 4頁

※最終的な成果物についてのみ記載

主な配布先として、計画書は、庁内、市議会議員及び推進委員会関係で約230部。関係団体等で約130部、残り140部は予備。計画書概要版は、本庁ロビーや4支所、図書館、学習センターなどに約440部。市施設や関係団体などに約890部。残り670部は予備。

(5) 計画策定以外の項目

計画進行管理表は、計画策定後に担当職員が進行管理を行うための帳票で、エクセルシートでの作成を指定している。委託業者からは、進行管理に活用する指標の設定や評価方法などの提案が行われていた。

3 着眼点別の検証

(1) 業務委託を必要とした理由と契約内容の妥当性

社会福祉法の改正に合わせた新たな計画策定のため、当初から委託を前提としていた。その理由として課のマンパワー不足、職員の計画策定全般に係る経験不足を挙げている。

契約は一般競争入札であり、同種の計画策定支援の実績が入札参加条件に付されていたので、専門性というより、策定作業全般にわたる支援を期待していたものと思われた。

(2) 委託業者と職員、審議会等との連携や役割分担について

国の計画イメージに沿った策定のためか、1年間の策定スケジュールの中で推進委員会での

実質的な審議は4回中2回しか行われていない。職員と委託業者とのやり取りからも、経験豊富な委託業者のたたき台に対して必要な指示を出していくようであった。

(3) 委託したことで得られた成果

職員の経験不足を補う点では、一連の作業を委託業者が引っ張ることで、効率的にかつ職員の負担も軽減されながら計画書の策定ができたことである。

(4) 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果

総括編に記述した。

(5) その他

その他の支援として、完成した計画書に基づく事業の進行管理に使う帳票として、計画進行管理表（エクセル帳票）の作成を仕様に入れている。その理由として、計画策定後の具体的な進行管理の手法が分からないことと職員が作成することが困難であるからとしている。

計画の進行管理は職員自ら行うのが原則であることから、その運用にあたっては、自分たちなりの加筆・修正を行ったうえで、活用すべきと考える。

6 都市整備部公園課

1 委託契約の概要

(1) 名称

平成30年度鎌倉市公園施設長寿命化計画策定業務委託（以下「長寿命化委託」という）

(2) 契約の方法

一般競争入札

入札前の見積業者は3者。入札設定金額は50,166,000円（消費税及び地方消費税込み）で、見積書の最低価格と同額。入札への応札業者は11者。

(3) 契約金額

40,132,800円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約日、契約期間

契約日は、平成30年7月5日。契約期間は、契約日から平成31年3月15日まで。

(5) 契約業者

ア 業者名

国際航業株式会社神奈川支社

イ 本社所在地

東京都千代田区

ウ 規模等

昭和22年設立 資本金167億2,900万円 従業員数1,816名

エ 主な事業内容等

主な事業内容は、公共コンサルタント事業、インフラマネジメント事業、防災環境事業、センシング事業などで、同種の業務に関する実績は、多摩市公園施設長寿命化計画策定業務委託がある。

鎌倉市における主な受注実績は、特別緑地保全地区都市計画図書作成業務委託、鎌倉市緑地維持管理計画策定業務及び樹木調査業務委託、（仮称）山崎・台峯緑地（保全）都市計画決定図書作成業務委託、（仮称）山ノ内宮下小路2号緑地計画決定図書作成業務委託がある。

(6) 変更契約の有無

平成30年11月13日付けで、内容に関して変更契約を締結している。変更の理由は、アンケート調査を実施する場合に必要な個人情報等の保護に関する条文を契約書に追加したためであり、この変更に伴う契約金額や契約期間などの変更は無い。

(7) 国県等からの補助金の活用有無

長寿命化委託に関する補助金は、平成30年度社会資本整備総合交付金（国庫補助 補助率1/2）の補助対象になっており、委託業務のうち公園施設の健全度の点検、長寿命化対策の検討、ライフサイクルコスト縮減効果の算出及び公園施設長寿命化計画策定などの費用が該当する。補助金額は1,110万円である。

鎌倉市公園施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）を策定したことにより、今後修繕等にあたり、国県等の補助メニューに該当するものがあれば、補助を受けられることになった。

2 委託内容

(1) 対象個別計画の位置付け

長寿命化計画は、まず平成 25 年度に 91 の都市公園を対象に策定したもので、5 年が経過したことから新たに児童遊園等を含めた 278 施設に対象施設を拡大し、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全型管理による長寿命化方策を含めた計画的な更新等、効果的・効率的な更新及び利用を図るために策定したものである。

長寿命化計画は、国土交通省の都市公園における遊具の安全確保に関する指針や公園施設長寿命化計画策定指針(案)を基にしており、今後の社会資本整備総合交付金の補助申請に必要な計画となっている。

今回策定にあたって、公園に関するニーズ調査等を行い、多くの方に利用される公園のあり方とその利用方法や公園の再配置等の検証を行い、公園の再編整備に向けた報告書も盛り込んでいる。

(2) 委託の目的と仕様項目

仕様書によると、委託の目的は長寿命化計画の策定と公園再編整備に向けた方策を検討することを目的としていて、仕様項目は以下のとおりである。

- ア 計画準備
- イ 予備調査
- ウ 健全度調査
- エ ニーズ調査等
- オ 長寿命化計画の検討
- カ ニーズ調査結果等の検討
- キ 長寿命化計画策定
- ク 公園の再編整備に向けた報告書の作成

(3) 計画策定の項目別委託実績

ア 基礎調査（市民意識調査、ニーズ調査）

(ア) 無作為抽出のアンケート調査

仕様書には、魅力的な公園づくりに向けたニーズを把握するため、無作為抽出の市民 1,000 人を対象にしたアンケートの調査票の設計、印刷、封筒の作成・封入・発送、さらに督促状の発送や集計・分析を行うとなっている。

平成 31 年 1 月 11 日から平成 31 年 1 月 31 日の調査期間で、357 件の回答(回収率 35.7%)を得て、その集計・分析を行った。

(イ) 公園利用者に対するヒアリング調査

仕様書には、公園利用者の具体的なニーズ把握のために 10 か所の公園利用者を対象にヒアリング調査を行うとなっている。

平成 30 年 10 月 13 日から平成 30 年 10 月 20 日の調査期間で、1,139 人から回答を得て、その集計・分析を行った。

イ 意見の聴取（市民対話、関係団体ヒアリング）

仕様書には、民間事業者が公園を利活用して事業展開できるかについて概ね 5 業種からそれぞれ 5 者程度抽出してヒアリングを行い、民間活力の導入に関する今後の方向性を提案するととなっている。

委託業者は、8業種 11 者を候補として抽出したが、実際には4業種4者のヒアリングし
かできなかった。その理由は、抽出した業者にヒアリング要請をしたが、結果的に回答を得
られなかったからである。

ウ 計画書案の審議（審議会、庁内連絡会議）

長寿命化計画の策定を審議する外部有識者等による審議会及び庁内関係各課との連絡会議
については、いずれも設置されていないため仕様書には記載はない。

エ 計画書案の周知及び意見確認（パブリックコメント、議会審議等）

パブリックコメントや議会への報告などは、予定されていないため仕様書に記載はない。

(4) 成果物及び主な配布先

仕様書記載内容	納品された成果物の内容
1 公園施設長寿命化計画報告書 A4簡易製本 20部	20部 A4判4色 37頁
2 公園の再編整備に向けた報告書 A4簡易製本 20部	20部 A4判4色 100頁

※最終的な成果物についてのみ記載

配布は行っていない。

(5) 計画策定以外の項目

仕様書に規定無し。

3 着眼点別の検証

(1) 業務委託を必要とした理由と契約内容の妥当性

市内の公園 278 か所にある約 9,000 の公園施設を対象に実態調査を行うため、作業量的に課
のマンパワーでは対応できないこと、国の様式に基づく計画であることや今後の補助金申請に
活用するため支援が必要であることなどが委託の必要性として挙げられていた。

計画書の仕様が決まっている内容なので、契約は一般競争入札で行われ、独自性はあまりな
い。委託の専門性としては、公園施設に関して民間資格である公園施設製品安全管理士や公園
施設製品整備技師、建築物等は一級建築士等が行うとしており、その知見は有効である。

(2) 委託業者と職員、審議会等との連携や役割分担について

市民の大多数が利用する公園施設に関する計画であることや今後の公園再編整備に向けた方
策を検討した報告書を市独自として作成させているが、審議会、市民対話、パブリックコメン
ト及び議会への報告はいずれも行っていない。

(3) 委託したことで得られた成果

施設の調査関係は、職員の負担はなく、短時間の作業ながら個別に調書としてまとめられた
ので、今後の維持修繕に活用できることが成果である。

(4) 計画策定全体の事務に対する経済性・費用対効果

総括編に記述した。

(5) その他

日常の公園管理については、指定管理者が遊具の安全点検や老朽化の確認などを行っている。
指定管理者と委託業者とが連携して点検等を行うようにすれば、作業やコストの面で、もっと
効率性・経済性などについて改善が期待できると考える。